

高水公告第 22 号

公募型見積り合わせを以下のとおり執行する。

令和7年5月9日

高槻市企業管理者 西岡 博史

公募型見積り合わせ要綱

1 業 務 名	令和7年度漏水修繕等単価契約
2 業 務 場 所	高槻市市内一円
3 業 務 概 要	漏水修繕等
4 契 約 期 間	令和7年6月1日 から 令和8年5月31日 まで
5 見 積 参 加 資 格	次に掲げる要件を全て満たしている協同組合あるいは共同企業体（以下「共同企業体等」という。）であること。 1 共同企業体等の代表者及び構成員（以下「構成員等」という。）共通の要件 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 (2) 本市の令和7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。 (ただし、必要書類が提出されていること。また、令和7年度新規登録業者でないこと。) (3) 高槻市建設工事請負業者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 (4) 雇用保険、健康保険および厚生年金保険の全てに加入していること。（ただし、法令の規定により適用を除外されている場合を除く。） (5) 市内業者（高槻市内に本店を有する者）で、本市入札参加資格者名簿の第1希望で管工事に登録されていること。 (6) 高槻市指定給水装置工事事業者であること。 2 共同企業体等の結成にあたっては、以下の条件をすべて満たしていること。 (1) 1共同企業体等は、3者以上の市内業者で構成すること。 (2) 各構成員等は、2以上の共同企業体等の構成員ではないこと。 (3) 前年度（令和6年4月から令和7年3月まで。以下同じ。）の給水装置工事申込みによる竣工検査の合格数が構成員等合計で100件以上であること。 又は、構成員等の半数以上が共同企業体等の構成員等として、過去5年以内に国・地方公共団体との漏水修繕に係る年間単価契約を締結した実績を有すること。 (4) 前年度の構成員等合計の竣工検査総数に対する不合格数の率が1パーセント以下であること。 (5) 各構成員等は給水装置工事主任技術者を1名以上雇用していること。 (6) 各構成員等は配管工を1名以上雇用していること。（給水装置工事主任技術者が兼ねても良い。）
6 見 積 参 加 申 請	1 参加を希望する者は、次の書類を提出し、その審査を受けなければならない。 (1) 公募型見積り合わせ参加申出書 (2) 公募型見積り合わせ参加資格審査申請書（共同企業体のみ） (3) 共同企業体協定書（共同企業体のみ） (4) 委任状および使用印鑑届（共同企業体のみ） (5) 経営事項審査結果通知書の写し（本業務公告日現在、最新のもの） (6) 配置予定主任技術者（配管工）の公的雇用証明の写し （(1)～(4)については、本市水道部総務企画課所定の用紙） 2 公募型見積り合わせ参加申出書等の提出等 (1) 受付期間 : 令和7年5月21日午後5時00分まで (2) 受付場所 : 高槻市水道部3階 総務企画課 財務管理チーム に持参すること。

7 参加資格の審査	(1) 公募型見積り合わせ参加資格審査申請の提出書類によりその参加資格を審査し、結果を令和7年5月22日午後5時までに各共同企業体等の代表者に通知する。 (2) 参加を認めない申請者には、別途理由を付した書面を交付する。
8 仕様書等に対する質問及び回答	(1) 質問の方法：仕様書等に対する質問がある場合は、本公告の掲載ページ下部の「お問い合わせフォーム」により質問すること。 なお、入札手続に対する質問は電話(072-674-7953)にて随時受付を行う。 (2) 質問受付日：令和7年5月15日 午後5時00分まで 時 (3) 回答日時及：令和7年5月16日に質問業者に回答する。ただし、積算にかかわるもの び方法 については、全者に回答する。
9 成立の条件	参加者数が2に満たない場合は、入札不成立とする。
10 保証金	(1) 契約保証金：必要（契約金額の5%以上。ただし、高槻市水道事業契約規程により免除とする場合がある。）
11 見積徴取日時等	(1) 日時：令和7年5月27日 午前11時30分から (2) 場所：高槻市水道部4階 入札室 (3) 見積書：見積徴取当日に配布する当該業務の見積書を使用する。 (4) 予定価格：公表しない。
12 無効の見積り	(1) 本要綱に示した見積りに参加する資格のない共同企業体等及び虚偽の申請を行った者がした見積り。 (2) 参加資格を有する共同企業体等であっても、見積徴取時点までに代表者又は構成員が高槻市指名停止基準に該当することとなった場合は、当該共同企業体等は参加資格を失うものとし、見積りを行った場合は、無効とする。
13 見積りの採用	予定価格以下、かつ、最も低い金額を記載した共同企業体等の見積りを採用する。また、最も低い金額が複数あった場合、抽選をして採用する見積りを決定する。
14 契約書	本市の定める様式により契約書の作成を要する。
15 その他	入札執行日に欠席又は遅刻した場合は、棄権したものとみなす。

※ 上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

水道庁舎所在地：高槻市桃園町4番15号
高槻市 水道部 総務企画課 財務管理チーム
電話 072-674-7953 FAX 072-674-7949
高槻市ホームページ <http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>